様式第1号(第4条関係)

漁業近代化資金等に関する利子補給契約書

　　出雲市(以下「甲」という。)と融資機関(以下「乙」という。)とは、乙が貸し付ける出雲市漁業近代化資金等利子補給に関する規則(平成17年出雲市規則第194号。以下「利子補給規則」という。)に規定する資金(以下「漁業近代化資金等」という。)に対し、甲が行う利子補給金の交付について次の条項を契約した。

　第1条　甲は、乙が貸し付けた漁業近代化資金等につき、利子補給規則の定めるところにより、乙に対し、利子補給金を交付する。

　第2条　前条の規定により、甲が行う利子補給は、乙が提出する漁業近代化資金等利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。

　第3条　甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規則第6条に規定する方式により算出した額とする。

　第4条　乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規則第7条第1項に規定する漁業近代化資金等利子補給請求書により行うものとする。

　第5条　甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。

　第6条　乙は、漁業近代化資金等の貸付債権の回収状況に関する書類を作成し、第4条に規定する利子補給請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

　第7条　甲は、漁業近代化資金等を借り受けた者がその借入金を目的以外に使用したときは、乙に対する利子補給を打ち切ることができる。

　2　甲は、乙がその責めに帰すべき事由により利子補給規則又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　第8条　乙は、漁業近代化資金等の貸付けに関し、甲がその職員をして当該貸付に関する帳簿及び書類を調査させるときには、これに協力しなければならない。

　第9条　この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙両者協議により定めるものとする。

　第10条　この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

　　この契約を証するため本書2通を作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

　　　　年　　月　　日

甲　出雲市長

乙　融資機関　　　　　　　　㊞